

第九回 衆議院農工銀行法案委員會速記録

(第三號)

(八八)

○委員長(石田貫之助君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、本日ハ農工銀行法案ノ逐條ニ掛リマスガ、其前ニ諸君ニ申上ゲテ置キマスガ、議會モ追々期日ガ切迫シテ居リマシテ、本案ハ兩方トモ最モ大切ナル案デ、且ツ新案デアリマスカラ、議會ヘ出シマシテモ多少ノ質問モアリマセウ、上院ニ迴ツタ所デ隨分時日ヲ取ルコトデアラウト思フ、ソレデ本日ハ本會ハ大切ナ會議デアリマスカラ、其間ニ本會ニ出ルコトニナリマセウト思ヒマスケレドモ、本會ノ濟ミ次第此會ヲ開キマシテ、兩法案ノ議了ヲ致シテ議長マデ報告シタイ積リデアリマスカラ、今ヨリ其御考テ終結ヲ告グルマデハ缺席退院等ノナイヤウニ御考ヲ願ヒマス

○(原善二郎君) 一寸委員長ニ其議ニ就イテ御話ヲシテ置キマスガ、二時カラハ郡ノ分合ノ委員會ガ開ケルコトニナツテ居リマスカラ、午後ニナリマスト其委員會ノ方ニ出ナケレバナリマセヌガ……

○委員長(石田貫之助君) ソレハドウカ御協議下スツテ、本日ハ御延ベ下サルヤウニシタイ、郡ノ分合ハ大切デハアリマセウガ、是ハ議會ニ出シテ直ク結了スル案デアリマスガ、本案ノ如キハ本會ニ於テモ隨分議論ガアラウト思ヒマスカラ……

○(原善二郎君) ソレナラ成ルベク總合セヲシテ……

○委員長(石田貫之助君) ソレデハ是ヨリ第一章總則、第一條ヲ議題ニ附シマス

○(立石岐君) 私ハ此一條ニ修正ヲ加ヘタイ、資本金ヲ貳拾萬圓以上トシテアリマス、以上ノコトヲ示シテアルガ、極度ハ取放シニナツテ居リマス、儲出テ今日ノ狀況ヲ以テ考ヘテ見ルト、會社熱モ非常ニ發達シテ居リマス今日デゴザイマスカラ、若シ非常ニ大キナ資本ヲ以テ組織スルト云フヤウナコトガ出来テ、ソレガタメニ此農工銀行ノ目的ヲ過ツコトガアツテハナラスト考ヘマスカラ、先づ最高資金ヲ百萬圓以下ト定メテ置キマシタナラバ大イニ宜カラウト考ヘマスカラ、貳拾萬圓以上百萬圓以下ト修正ヲ致シテ「百萬圓以下」ト云フ五字ヲ加ヘタイ、ソレカラ但書ヲ添ヘマシテ「但株主總會ノ決議ニヨリ政府ノ認可ヲ得テ資本金ヲ増加スルコトヲ得」ト斯様ナ但書ヲ設ケテ置キマスベ、自然段々進ンデ參リマシテ、資本ノ増加ヲ要スル必要ヲ認メマシタトキニハ増資ノ出來ルコトニナリマセウト考ヘマスデ、此但書ヲ添ヘテ修正ヲスル意見デアリマス

○(豊田文三郎君) 一寸伺ヒマスガ、百萬圓ト云フテモ、政府ノ許可サヘ受クレバ百五拾萬圓デモ、貳百萬圓デモ出來ルト云フノデスカ

○(立石岐君) サウデス、但書ニ依ツテ出來ルノデス

○(工藤行幹君) 私ナドノ考デハ、ドウモ農工銀行ハ一府縣ニ一箇所位ノコトデアリマスカラ、ソンナニ大キイコトニ出來ハスマイト思ヒマスガ、ドウ云フ譯デ、大概一府縣ニ一ツカ乃至二ツニナルデアリマスカラ、其事業ガ發達シテ、ソンナニ大キイ銀行ガ全國ニ澤山出來ルト云フ御案ジハ要ルマイト思ヒマスガ

○(立石岐君) 成程今日虛心平氣デ考ヘテ見マスレバ、工藤君ノ御說ノ如ク決シテ、サウ大キナモノガ出來ヤウトハ考ヘラレマセヌ、固ヨリ大ヲ計ルニハ小ヲ進シテ自由ニ出來ルコトデアリマスカラ、此法案ノ如ク貳拾萬圓以上トシテ宜カラウト思ヘマスケレドモ、今日社會ノ有様ヲ見マスルト、先づ今日ハ非常ニ此株式ガ流行致シマシテ居ルコトデアリマスカラ、今日ハ鐵道ノ如キデモ、其他會社ノ如キデモ、利益如何ト云フコトヲ考ヘズシテ、唯株サヘ申込シテ、株ヲ持チサヘスレバ利益アルヤウニ考ヘル、又實際如何ニ拘ラズ、新規ニ會社ガ出來テ見ルト云フト、僅カ壹圓ノ證據金ヲ拂ツタ權利株ガ、直ニ五拾錢、壹圓、乃至參圓、四圓ト利益ガ附イテ參リマスルカラシテ、やまと主義ノ人ガ組織シテ、非常ニ多額ナ資本ヲ以テ組織スルト云フコトガ出来テ見マスルト、ソレデモ隨分此一時應募者ガアルヤウナ今日ノ傾キデゴザイマスカラ、唯ソレガタメニ非常ニ大キナモノヲ擣ヘテ、將來ニ此株主ノ纏メ方ニモ、拂込ニモ大キニ困難ヲ生ズルヤウナコトガ出來テハナラスト云フ恐カラ、最高額モ立ツテ置イタ方ガ宜カラウト云フ考ニ過ギナイノデゴザイマス

○(豐田文三郎君) 一寸政府委員ニ御尋シマスガ、此第一條ノ此貳拾萬圓以上トシテ、下ヲ示シテ上ヲ示サイノハ、幾ラ大キクテモ差支ナイト云フ意味デスカ

○政府委員(添田壽一君) 左様デゴザイマス

○委員長(石田貫之助君) 立石君ニ贊成ハアリマセヌカ
〔「贊成」ト呼フ者アリ〕

○委員長(石田貫之助君) 採決シマス、立石君ノ修正ニ贊成ノ諸君ハ舉手
舉手者 少數

○委員長(石田貫之助君) 少數——原案ニ決シマス、次ノ第二條
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(石田貫之助君) 本條モ原案ニ決シマス、次ノ第四條
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○(立石岐君) 私ハ此第四條ヲ削除致ス意見デゴザイマス、是ハ農工銀行ノ第三條

○委員長(石田貫之助君) 本條モ異議ガアリマセヌカラ原案ニ決シマス、次スル意見デアリマス

○(立石岐君) 私ハ此第四條ヲ削除致ス意見デゴザイマス、是ハ農工銀行ノ第三條

○委員長(石田貫之助君) 本條モ原案ニ決シマス、次ノ第四條
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○(立石岐君) 私ハ此第四條ヲ削除致ス意見デゴザイマス、是ハ農工銀行ノ第三條

發起者ハ十名以上ニシテ、株數十分ノ一以上ヲ引受クベシトアリマシテ、全ク此發起人ノコトヲ示シタノデアリマスルガ、此條ヲ削除致シマスルト、發起人ハドウ云フコトヲ以テスルカト云フ疑ガラウト思ヒマスルカラ、先キノ寸何條ニ當ルカ分リマセヌガ、先ツ此附則ニ於ケル一番ノ條ニ於キマシテ是ニ代ルノ附則ヲ設ケル意見ガゴザイマスカラ、茲ニソレヲ一應述ベテ、サウシテ又其理由ヲ述ベヤウト思ヒマスルガ、此附則ニ以テ往キマシテ、條ハ一寸何條ニ於ケル一番ノ條ニ於キマシテ、條ハ「府縣知事ハ大藏大臣ノ認可ヲ經テ設立委員ヲ置キ農工銀行設立ノ免許ヲ得ルマデ其發起ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム」其次ノ條ニ「設立委員ハ定款ヲ作リ政府ノ認可ヲ得タル後株主ヲ募集ス」其次ノ條ニ「設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込簿ヲ政府ニ差出シ銀行設立ノ免許ヲ得ヘシ」其次ノ條ニ「設立委員前條ノ免許ヲ得タルトキハ其事務ヲ農工銀行頭取ニ引渡スヘシ」斯ク云フ附則ヲ此四條ニ換ヘテ置クト云フ考デアリマス、茲ニ此考ヲ起シマシタ所以ハ、過日モ大田君カラ御質問ノアリマス、其他ノ方カラモ御質問ガアリマシテ、此農工銀行ハ一府縣ニ一ノ銀行ヲ設ケルノデアル、而シテ此銀行ハ餘程望ヲ屬スルモノガ多イノデアルカラシテ、或ハ多クノ發起人ガ出來、或ハ又ハ甲乙丙ト發起スル者ガ出來テ來テ、遂ニ競争ヲスルヤウナコトガ出來ヌカト云フ心配ヲ致サレテ質問ニナリマシタガ、政府委員ノ御答デハ、決シチサウ云フ煩ハナイツモリデ、十分此コトハ地方官モ盡力シテ、サウシテ圓滑ニ之ヲ纏メテ、ドウデモ競争ノ起ラヌヤウニ努メル積デアルト云フコトデアリマシタガ、尙推返シテ質問モアリマシタガ、然レドモ遂ニ其コトガ行ハレス未ハドウデアルカト云フコトニ就イテノ政府委員ノ御答ハ、サウ云フ場合ハ萬々ナイト考ヘル、ナレドモ若シサウ云フコトニナツテ圓滑ニ折合ノ附カヌ場合ハ、或ハ其府縣ニシテハ、不幸ニシテ此銀行ノ設立ヲ見ルニ至ラザルカモ知レナイト云フ御答ガアツタ、ソレカラ考ヘテ見ルト云フト、何等ノ制裁ニ依ツテ此競争ヲ防グト云フコトモ出來マセヌ、又今日ノ有様デハ、色々ノ地方ニ於キマシテモ實業家ノ團體ガアツテ、其團體ト云フモノモ一二限リマセヌ、又或ハ種々ナル意見ヲ異ニスルモノガアツテ、到底何處迄モ圓滑ニ競争ナシニ出來ルト云フコトハ、此法ノ如ク取離シテハ到底六ヶ敷カラウト考ヘル、サウシテ又是ヲ此儘ニ致シテ置キマシテ、遂ニ或ル府縣ニ於テハ、此設立ヲナスニ至ラザル不幸ニ陥ル譯デアリマスカラシテハ、誠ニ其縣ノ農工業ノ發達ガ他ニ後レル不幸ニ陥ル譯デアリマスカラシテハ、置クニ於キマシテモ尙偏頗ノ無イヤウニ大藏大臣ノ認可ヲ經テ致スト云フコトニ致シマスレバ、事モ機敏ニ、至ツテ好結果ヲ得ルコトガ出來ヤウト考ヘマスカラ、此條ヲ削除シテ附則ヲ置キマスル意見デアリマス

○(工藤行幹君) 此四條ヲ削除スルト云フ縷々タル御説明ヲ承リマシタガ、斯ウ云フコトニ競争ノ起ルト云私ハ反対デアリマス、簡單ニ述べマスルガ、斯ウ云フコトニ競争ノ起ルト云

フコトハ、自然今日ノ形勢已ムヲ得ナイコトデ、起ツタラ起ツタ時ニ、當局者ハソレ丈ノ處分ガアルコトダラウト思フ、ソレヲ憂ヘテ唯此營利ノコトナリ一般ノ事ニ關係スルモノヲ、嗇ニ縣知事ニバカリ任セルト云フ譯ナラバ、若シ其反對ヲ顧ミタナラバ、隨分役人ノ間ニハ賄賂公行ト云フコトモ世間ニハ澤山アルコトデアル、現今役人ハ無責任ノコトヲスル、役人ナドハ其當坐勸メテ居ル時コソヤルケレドモ、後來ヲ慮ラナイデ、無責任ノコトヲスルト云フコトハ、往々世間ニアルコトデアル、之ヲ其縣知事ニ預ケテ、十人以上ヲヤラセルト云フコトニシマシタナラバ、皆縣知事ノ部下ノ者バ、カリニナツテ、縣知事ノ銀行ニナラウト思ヒマス、勿論此會社ト云フモノハ、始メ發起人、組織人ト云フ者ハ、地位カラ見ルト、自ラ大抵頭取トカ、取締トカナルベキト云フコトハ、是マデノ類例ニ徵シテ明カデアル、然ラバ縣知事ノ指名シタ者ハ、多分皆後來頭取トカ、取締トカ云フ者ニナルト云フ結果ニナルデゴザイマセウ、大藏大臣ハ相當ノ御取締モアルデモゴザイマセウケレドモ、全國ノ廣キ、大藏大臣ガ一々知ルモノデハアリマセヌ、是ガ宜イト言ヘバ多クハ之ヲ推薦ニ依ツテヤラナケレバナラヌノデアルガ、其推薦ガ地方官ノ中ニハ隨分或部分ニ偏シ、或部分ニ感情ガ惡イト云フコトハ、或ハ一鄉團体ニ對シテモ、又選舉等ノ事柄デモ、サウ云フコトハ往々アルコトデ、却テソレガタメニ意外ノ不都合ガ出來ルダラウト思ヒマス、故ニ此四條ハ此所ニ存シテ置イテ、矢張其外デ十人以上ノ者ヲヤツタラ宜カラウト思フ、競争ノ出來タ時ニハソレノ處分ノ仕方モ自ラアルデモゴザイマセウシ、又一縣内デ見ルト、東京アタリト違ツテ、此位ノ銀行ヲヤラウト云フニハ、名望ト云ヒ、或ハ資產ト云ヒ、之ヲヤラウト云フ者ハソンナニ澤山アルモノデハゴザイマセヌ、其間ニ於テ處スルニハ自ラ相當ノ處分方モ出來ヤウ、ソレガタメニ縣内ニ銀行ヲ設ケルコトガ出來ヌトヤウナ酷イコトハアルマイト思ヒマスカラ、私ハ此四條ヲ存シテ置クコトヲ希望致シマス

○(湯浅貞太郎君) 立石君ノ修正ニ同意デアリマス、唯今工藤君ノ御説ハ一應御尤デアリマスケレドモ、立石君ノ述ベラレマシタ通リノ理由デ、是非是ハ斯ウンナケレバナラヌダラウト思フト云フモノハ、唯此處ニ工藤君ノ言ハレル通リデゴザリマスルト、唯地方官デアリマスルト、賄賂云々ノ話モアリマスルガ、サウ云フコトニ疑團ニ疑團ヲ入レルト云フコトニナリマスレバ、際限ノナイコトデアリマスルガ、一地方ニ於テ地方官ガ圓満ヲ圖リマスレバ、隨分圓満ヲ圖ラレルト云フノ見込デアリマスカラ、立石君ニ同意ヲ表シマス

○(豊田文三郎君) 一寸立石君ニ御尋致シマスガ、此資本金ノ額ハ、矢張設立委員ガ見込デ極メルノデスカ

○(立石岐君) 左様

○(豊田文三郎君) 原案ニハ發起人ガ自分ノ意思デ金額ヲ極メルノデスカ、サウスルト御修正案デ見マスルト、設立委員ガ吾府縣デハ五拾萬圓トカ、

○(立石岐君) 大抵見込ヲ立テ、極メルノデス
○(坂本理一郎君) 私ハ工藤君ノ説ノヤウニ 之ヲ存スル方ガ宜カラウト思
ヒマスルガ、第四條ヲ此儘デハ往ケナイ、修正ヲ加ヘテ存シタイト云フ意見デ
アリマス、此修正ハ「農工銀行ヲ發起セントスル者ハ」ノ下ヘ「其營業區域内
ニ一年以上原籍ヲ有シ住居シタル者十人以上三十人以下トス」其アトハ、總株
數ノ十分ノ二以上ヲ引受クベシト、原案通リニナリマスガ、斯様ニ修正ヲ致
シマスレバ——十人以上三十人以下ト致シマスレバ、大抵其府縣ノ富豪家ヲ
網羅シテ、ソンナニ他ニ競争ガ出テ來ナイカト思ヒマス、ソレカラ前ノ一年
以上原籍ヲ有シト云フノハ、是ハ此國立銀行解散ノ場合ニ、整理ノ都合カラ致
シマシテ、中央ノ富豪家カラ假リニ其土地ニ籍ヲ移シマシテ、サウシテドンド
ン地方ニ買込マシタ日ニハ、折角其地方ノ農業工業ノ發達改良ヲシヤウト思
ツテ居ル所ノ其銀行ニ對シテ、却テ其富豪者ニ全權ヲ占メラル、ト云フ恐ガ
アリマスカラ、一年以上其營業區域内ニ原籍ヲ有シタモノト云フコトニシタ
ナラバ、必ズ適當ノ發起人ヲ得ヤウト云フノ考デアリマス、斯様ニ修正致シ
マス、又府縣知事タル者ハ、色々ノ感情ヲ持ツテ居ルモノデアリマスカラ、
ドンナ偏頗ナコトヲヤラヌト云フ心配ノ無イトモ限リマセヌノデアリマス、
又其設立委員ト云フモノモ、何處ノ地方ノ者ヲ用井テモ差支ナイト云フヤウ
ニナリマスカラ、旁々設立委員ニ一任スルト云フコトハ、餘程其地方ニ依ツ
テハ不安心ノ様ニ考ヘマスカラ、斯様ニ修正ヲシタイ考デアリマス
○(名倉次君) 立石君ニ御尋致シマスガ、縣廳ノ役人デ組織スルノデゴザイ
マセウカ、又縣下ノ資產家モ設立委員ニスルト云フ見込デゴザイマセウカ
○(立石岐君) 御答ヲ致シマスガ、私ノ見込デハ、縣廳ノ役人デスルノデハ
アリマセヌ、縣下ニ名望ト、智識ト、財產ヲ有シテ居ル所ノ人ヲ公平ニ選ブ
ト云フ見込ナノデゴザイマス
○(名倉次君) 尚御尋申シマスガ、創業費ハ地方稅デスル御考デゴザイマス
ウカ、又國庫カラソレノ、創業費ヲ府縣知事ニ渡スト云フ御考デゴザイマス
○(立石岐君) 御答致シマスガ、此創業費ハ矢張設立費ヲ以テ支辨スル考ナ
カ
○(名倉次君) 萬々サウ云フ場合ハアリマスマイケレドモ、萬ニモ認可ヲ
得テ株主ヲ募集シテ應ジ人ガナクツテ、其銀行ガ成立タヌ場合ハ、其創立費
ハ誰が買フカ、勿論商法ノ規定ニ依リマスルト、創業者ガ責任ヲ持ツノハ當
然デゴザイマスガ、其時ニハ府縣知事ガ責任ヲ持ツカ、指名サレタ創立員ガ
○(立石岐君) サウ云フ場合ガ萬ニモゴザイマシタナラバ、則チ指名セラ
レタル創立員ガ其責任ヲ持ツ譯ニナル考デゴザイマス
○(政府委員添田壽一君) 一寸御参考マデニ現狀ヲ少シク申上ゲテ置キマス
ガ、昨年此法案ヲ提出シマシタキト事變ハリマシテ、餘程、以來各地方ニ

於テ農工銀行設立ニ就イテハ色々ナル計畫ガ盛デゴザイマスカラ、或ハ今ノ
立石君ノ如キ規定ヲ設ケラレルノハ、今日ノ時勢ニ於テハ適シテ居ルカトモ
思ヒマスカラ、若シ御多數ガ必要トセラレルナラバ、強イテ反対ハセナイ積
リデゴザイマス
○(工藤行幹君) 誠ニ私共ハ意外ナ感覺ヲ起シテ來マシタ、唯今ノ立石君ノ
コトニ就イテ、原案者タル政府委員マデモ其方ガ宜カラウト云フコトヲ言ハ
レマシタ、成程政府部内ニ權力ヲ持ツニハ大變宜シイコトダト思フ、ソンナ
此條ノ興廢ニ依ソテ大ニ吾々モ此大體論ニ就イテ論ズル所ガゴザイマス
ガ、是ハ他日ニモ讓リマセウケレドモ、抑々此農工銀行ナルモノハ誠ニ大切
ナモノデゴザイマシテ、自然ニ競争モゴザイマセウガ、其間ニハ名望モアリ、
デ、此條ノ權力ヲ發達スルト云フヤウナコトデ、却テ地方ノ人氣ヲ損ツテ、ソレガ
資產モアリ、優勝劣敗ノ地位ニ對シテ、ツレツレ相當ナコトガ出來ルモノ
ガ、何モ斯モ縣知事ガヤルトカ、又ハ大藏大臣ガヤルト云フヤウナコト
デ、政府委員モ亦原案ヲ捨テ、此方ニ贊成スルト云フコトハ、如何ニモ唯一
政ノ權力ヲ發達スルト云フヤウナコトデ、却テ地方ノ人氣ヲ損ツテ、ソレガ
タメニ立派ナモノガ出來ナクナルダラウト思ヒマスカラ、飽マデモ此事丈ハ
斯シナコトノナイヤウニ致シタイ
○(門脇重雄君) 私ハ立石君ニ贊成デアリマス、今工藤君ハ特別ナ御感ジヲ
以テ御論ジデゴザイマシタガ、矢張農工銀行ハ勸業銀行ノ規則ヲ以テ、斯ウ
云フ工合ニ政府ガ世話ヲスル、尤モ中央ト地方ノ別ハアリマスケレドモ、銀
行其モノニ取ツテハ性質上同一デアル、固ヨリ又其前ノ工藤君ノ御演説中、
或ハ何ニ偏ラナケレバ宜イガト云フ御案シモアリマシタ、固ヨリ立石君ガ四
條ヲ削ツテ附則ニスルト云フコトモ同一ナル案ジカラ、附則ニ四條ノ精神ヲ
入レタモノデアリマス、固ヨリ又農工銀行ガ中央ヲ離レテ、地方ニスルト云
フモノハ、未來ノ成行キヲ見マスルト云フト、常ニ縣廳ノ高等官ガ管理官ト
云フモノデアツテ、此農工銀行ノ業務ヲ種々管理スルノデアル、又株主ノ集
會ニモ臨席スルコトガ出來ル、唯議決ノ權利ハゴザイマセヌガ、可否ヲ云フ
ノ權利ハアル、然ラバ農工銀行ノ如キ、勸業銀行ノ如キ、半官半民ノモノデ
アル、何モ殊更ニ特別ナル感ジヲ起サレテ御案ジニナランデモ、矢張勸業銀
行ト同一ノモノト御見做シニナレバ宜カラウト思ヒマス、併シ是ハ私ノ愚見
デアリマスガ、免ニ角私ハ立石君ニ贊成シテ置クノデアリマス
○(喜多川孝經君) 私ハ原案デ宜カラウト存ジマス、元來立石君ノ杞憂モ、
工藤君ノ杞憂モ、二ツナガラ杞憂トシテ見レバ免ル、コトハ出來ルト思フノ
モノガナケレバ、此發起モ出來ヌモノデアリマスカラ、二ツナガラ恐ラクハ
杞憂ガ烏有ニ屬スルデアラウト思フ、又此條ナドハ殆ド當ヲ得テ居ルモノト
モ共ハ考ヘテ居ル、杞憂ノ言ヒ竝ベヲスレバ隨分ドツチカラモ議論ガ出來マ

スケレドモ、マア一ト通リヤリ得ベキ方ナラバ、此方ガ宜ガラウト思ヒマス

○委員長(石田貫之助君) 採決シマス

○(天埜伊左衛門君) 原案ニ私ハ同意スルニ就イテ、ソレニ付イテ意見ガアル、立石君ノ御説モ御尤アルカト思フ、ナゼナラバ今政府委員モ其説ヲ述べラレマシタケレドモ、地方ニ於テハソレく此銀行ニ對シテ既ニ計畫ヲシテ居ル位デアツテ、必ズヤ是ガ原案ノ通り可決スルト假定スレバデス、非常ナ競争ガ或ハ其場合ニ於テ起ルカモ知ラヌ、一地方ノ中ニ於テ二ツニ分レルコトガ起ルカモ知ラン、此銀行ハ補助ヲ受ケテ、此二章ノ營業ノ上云フト、殆ド普通銀行ト競争ヲスルト云フヤウナ場合ニナツテ來ル、補助銀行ト補助ヲ受ケナイ銀行トガ、殆ド同一ノ營業ヲ執ルヤウナ場合ニナルト云フト、大變利益ガ補助銀行ニアル、若シ原案ノ如ク假定スルト致シマシタナラバ、或ハ立石君ノヤウニナルダラウト思フ、是ハ私ハ四條ヲ原案ニ据置クト云フ意見ヲ茲ニ述ベルニ就イテハ、此營業ノ區域ヲモウ少シク狹メルノ精神ヲ以テ原案ニ賛成スル、斯ノ如キ原案ノヤウナ有様デアツテハ、到底此銀行ガ其目的ヲ達スル上ニ於テハ出來ナイト思フ、全ク農工業ノ發達ヲ計ルト云フ一方ノ精神カラ之ヲ修正シタイ、斯ウ云フ意見デ第四條ヲ原案ノ通り据置ク、斯ウ云フ精神デアリマス

○委員長(石田貫之助君) 採決シマセウ

○(工藤行幹君) モウ一應ドウゾ、大切ト思ヒマスカラ……

○委員長(石田貫之助君) モウ大抵分ツテ居リマセウ

○(工藤行幹君) モウ一遍ドウゾ……

○委員長(石田貫之助君) 採決シマス、新井君ハ今御著席デゴザイマスガ、採決スル場合デゴザイマス、採決スルニ就イテハ修正案ヲ申シテ置キマスガ、此第四條デアリマス、農工銀行ノ第四條、之ヲ削除スルノ立石君ノ意見ガ出テ居リマス、之ヲ削除シテ、矢張勸業銀行ニ倣ツテ、府縣知事ガ設立委員ヲ指名シテ、ソレニ銀行事務ハ囑托スルコトニ致シタイト云フ議論、豫テ立石君カラ修正案ガ廻ツテ居リマス、其通りノコトデゴザリマス、ソレハ以下ノ狀況ニ徴シテ見ルト、地方ニ依ツテハ大ニ競争ト云フコトニ傾キハセヌカ、寧ロ其條ヲ省イテスルナラバ圓満ニ行ク、斯ウ云フニ外ナラヌ、此原案贊成者ニ工藤君始メ多々アリマスガ、是ハ競争ニモナルマイ、或ハナルトスルト其方が宜イ、斯ウ云フ理由デアリマス、今採決シマス、立石君ノ說ニ賛成ノ諸君ハ舉手

舉手者 少數

○委員長(石田貫之助君) 少數、次ニ第五條ニ掛リマス

○(工藤行幹君) 此第五條ニ就イテ一寸、遲詩デゴザイマスガ、政府委員ニ極ク簡單ニツク説明ヲ戴キタイト云フノハ、近來此戸籍上ノコトニ就イテ原籍ヲ置クト云フコトハ餘リ重キヲ置カヌヤウデゴザイマスガ、原籍ハ何處ニアツテモ、居住ガ一番重クナツテ居ルヤウデゴザイマスガ、成文ケ地方ニ

居住シテ居ル者ニハヤラセタイト云フ考デアリマスガ、此原籍ノ字ヲ置キマシタノハ、政府ハ何カ茲ニ重イ意味ガアルノデゴザイマスカ

○政府委員(添田壽一君) 是ハ極ク其根底ノ御話カラシナクテハナリマセウガ、此農工銀行ト云フモノハ、勸業銀行ニ反シテ、成ルタケ地方的機關デナケレバナラヌト云フ側カラ考ヘマスルト、住所ト云フ丈ヨリハ原籍ト云フノトモ加ヘテ置キマスレバ、益々地方的ト云フ目的ヲ達スルニ宜シイト云フノ考デアリマス

○(工藤行幹君) 私ハ是ニ修正ヲ致シタイト思フ、即チ其精神ハ唯今政府委員ノ言ハレタ所ト同ジデアリマスガ、唯原籍及住所トアレバ、其當時原籍ヲソコニ移シ、或ハ居住スルト云フト直グニ其株主タルコトヲ得ルヤウナ譯ニナリマスカラ、先刻ドナタカノ御説モアリマシタガ、其區域内ニ於テ一箇年以上居住スル者ニアラザレバト云フコトニ直シタイト思フ、住居スル者ニアラザレバト云フコトニシタナラバ、益々此地方ノ方ガ宜カラウト思ヒマス、唯區域内ニ一箇年以上居住スル者ニアラザレバ、其株主タルコトヲ得ズト、斯ウ致シタイト思フ、其次ノ項モ其意ニ依ツテ、此原籍ノ字ハ取ツテ、一箇年以上此今ノ住居ヲ移スト云フ、移轉ト云フコトニ直シテ行キタイト思ヒマス

〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

○(新井毫君) 一寸御尋シマスガ、原籍デナイ人デモ宜シウゴザイマスカ

○(工藤行幹君) 既ニ一箇年以上居住シテ居ルモノナラバ宜シイ、原籍ト云

フモノハ表面上ノ話デ、原籍ハ何處ニアツテモ宜シイ

○(新井毫君) 寄留デモ何シデモ宜シイデスカ

○(工藤行幹君) 宜シイ、一箇年以上全ク居住シテ居レバト云フコトニナル、サモナケレバ——一ヶ申シマスガ、寄留籍ニ於テ株主ニナルコトヲ得ルト云フノデアリマス

○委員長(石田貫之助君) 採決シマス、工藤君ノ說ニ賛成ノ諸君ハ舉手

舉手者 少數

○委員長(石田貫之助君) 少數、第二章、營業ノ第六條ニ移リマス

○(喜多川孝經君) 私ハ此第六條デ修正シタイト思ヒマス、第一項ニ於テ「三十箇年以内ニ於テ」ト云フ下ヘ「定期及」ト云フ三字ヲ加ヘル、ソレカラ別ニ

其次ニ持ツテ往ツテ二ト云フモノヲ立テ、來マシテ「郡市町村又ハ法律ヲ以テ組織セル公共團体ニ對シテハ三十箇年以内ニ於テ無抵當年賦償還貸付ヲ爲スコトヲ得」ト是文ヲ一ツ挿ム、以下二ガ三トナリ、三ガ四トナリ、現在ノ

四ノ所ヘ持ツテ往ツテ「二十人以上ノ農業者又ハ工業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出デタル時ハ」其次ヘ直グニ「其信用ノ確實ナル者ニ限リ」是丈ノ文字ヲ挿入致シマスル、一寸此「定期及」ト云フコト丈ヲ豫メ申シテ置キマスルト、十五條ニ於テ之ガ定期ノヤウナ形ニナルノデアリマスガ、アレデハ手數料ヲ取ラレマスルカラ、矢張此手數料ヲ取ラレナイヤウニ茲ニ一ツ掲ゲテ置キタイ、十五條ノ手數料ヲ取ラナイヤウニシタイト云フ積リデアリ

マ
ズ

○委員長(石田貫之助君) 原案ノ二項三項ヲ削除スルト云フノデアリマスカ
○(喜多川孝經君) ソレハ置イテ、繰下グルノデ、即チ原案ノ一ガニトナリ、
寸質問ヲ致シテ置キタイト思ヒマス、確實ト認ムルモノニ限リト云フノハ、
誰ガ認ムルノデゴザリマスカ
○(喜多川孝經君) 銀行ガ認ムルノデゴザリマス
○(工藤行幹君) 私ハ此二三四ト云フモノヲ削除シテ、更ニ一項ヲ加ヘタイ
ト思フノデアリマス、ト云フモノハ、先づ加ヘル方カラ言ヒマス、文章ハ「年
賦償還貸付金總高ノ十分ノ二ニ相當スル金額ヲ限り不動產ヲ抵當トシ三箇年
以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得」ト云フ一項ヲ加ヘタイト思フノデゴザ
イマス、故ニ其理由ヲ私ガ一應述べマス、此二三四ト云フモノハ、二ト云フ
モノハドウシテモ是ガ他ノ銀行ノ營業者ニハ多少ノ響ヲ有ツモノデ、他ノ業
ヲ奪フト云フヤウナコトニナル、尋常ノ銀行ナラバ他ト競爭シテ貸付ヲスル
ト云フコトハ宜イケレドモ、此モノハ全ク特別ナル保護ヲ受ケテヤル銀行デ
ゴザイマスカラ、此銀行カラ他ノ荷爲替杯ヲスルト云フコトニヤツテハ、ド
ウシテモ他ノ銀行ヲ妨害スルノ憂ガアル、尤モ先達政府委員ノ御説明ニ依レ
バ、農業者又ハ工業者ニ限ツテト云フコトデアルカラ、サウ云フコトデハナ
イ、サウ廣クハナラヌカラ害ガナイ、又之ヲヤルノハ即チ御土產主義デ、之
ヲヤラナケレバ銀行ノ方ハ差向キ利益モナク、業務ガアマリ狹クナツテ、誰
モ此銀行ニ掛ルモノガナクナツテ來ルダラト云フヤウナ御話モアル、然ルニ
私ハ斯ウ云フ保護ノ下ニ立ツタ銀行ヘ、餘リ御土產ヲ多ク遣り過ギテ、他ノ
銀行ヲ妨害スルト云フコトハ宜シクナイト云フコトハ、此二三ニ對スル私ノ
意見デゴザリマス、而シテ第四ノ方ニナリマスルト云フト、隨分是ガ中產以
下ノ者ニ對シテ金ヲ融通セシムルト云フコトハ誠ニ宜シイコトデハアリマス
ルガ、如何セン一方ハ會社組織カラ成立ツテ居ル者デアルノニ、無抵當デ金
ヲ貸スト云フコトハ甚ダ危険ナコトハ思フノデゴザリマス、今確實ナルトカ、
信用ガアルトカ云フヤウナコトヲ、銀行デ認ムレバト云フコトデゴザリマス
ルガ、是ハ無論確實ト認メナケレバ決シテ貸スベキ要ハナイノデゴザリマス
ケレドモ、縱令確實ト見タ所ガ、其確實ト云フコトハ唯其當時ノ人ノ見込ニ
過ギナイノデゴザリマス、而シテ此法文ヲ殊ニ掲ゲタ以上ハ、茲デ二十人以
上ノ者が出テ借ラウト云フノニ、之ヲ防グト云フコトハ容易ナラヌコトデア
ラウト思フ、殊更ニ無抵當デ貸付ノ途ヲ開クト云フコトハ、即チ表面ヲ賑ハ
スタメニヤルノデアルノニ、是モイカヌ、アレモイカヌト言ツテドシヽハ
ネルト云フコトニナシタナラバ、却ツテ人氣ヲ害フ原ニナリハセヌカト思
フ、又二十人以上ノ組合ガアツタナラバ、ドウカ世間ノ信用モ得テ居ルモノ
ガナレバ、自分ノ所ニ無クトモ、人カラ借りヤウトモ、ドウシヤウトモ抵當

此出スガ宜カラウト思フ、ドウシテモ其抵當ノ出來ナイト云フノハ、矢張不確實デアルカラ抵當ノ出來ナイモノデアラウト思フ、故ニ此四項ノ貸付ヲナシタラバ、大ニ危險ノ憂ガアル、又彼モ不信用、是モ不確實ト云フコトデ、法文ハ無效ニ屬シテ、徒ラニ唯人氣ヲ惡クスルノミデアルト思ヒマス、ソコ得私モ此年賦償還金ノ總高十分ノ一以内ヲ限シテ、土地ヲ抵當ニシテ貸付ヲスルト云フコトハ、即チ勸業銀行ノ第十六條ヤラニアル精神ト思フコトデ、勸業銀行ニ對シテハ、此不動產若クハ地金銀、又ハ有價證券ヲ以テ貸スコトヲ得ルト云フコトニナツテ居リマスケレドモ、是ハ私法ノ項デアリマスカラシテ、專ラ私ハ不動產ヲ抵當トシテ貸スト云フコトヲ茲ニ條ヲ設ケタナラバ、餘程此第二第三ヲ取ツテモ、ソレノ補ニナルト云フコトハ勿論デゴザイマスルシ、又私ハ銀行ニ補ヲスルト云フヨリハ、一般地方ノ狀況ニ照ラシテ、而シテ土地ヲ抵當ニシテヤルコトモ、是モ普通商業者ノ如ク、高利ノ金ヲ借りテ居ルタメニ、酷イ難義フシテ居ルト云フコトハ今更ニ喋キスルヲ要セナイ、勸業會アタリデ調ベタ所ノ本ヲ見マスルト、實ニ是ガタメニ農民ガ苦ンデ、遂ニハ其所有ノ財產ヲ無クスト云フヤウナコトニナル、一方ニハ大ナルモノハ忽チニ此地面ヲ買占メルト云フヤウナ憂ニナツテ來ルコトデアリマスカラ、其方ヲ救助スルニハ、此土地ヲ抵當トシテ三箇年以上ノ定期貸付ヲスルト云フコトハ、最モ農工ノ發達ヲスルニ適當ナルコトダト思ヒマスカラシテ、私ガ此第一、第二、第三、第四ヲ省イテ、今ノ一項ヲ加ヘタイト云フコトヲ提出致シマス

○(原善二郎君) 私モ此六條ノ營業ノコトニ就イテハ、少シ此六條ノ二項、三項——二項ニ「農業者又ハ工業者ニ對シ其生産ニ係ル物品ノ賣買ヨリ生ズル爲替手形ノ割引ヲナスコト」尙三項ニ「農業者又ハ工業者ニ對シ其生産ニ係ル物品ノ荷爲替貸ヲナスコト」ト云フニ一項ガアリマスルガ、是ハ甚ダ此二箇條ト云フモノハ、一寸農工銀行ノ營業ノタメニハ至極宜ササウニハ見エマスガ、農工銀行ト云フモノヲ設立スル主意ニハ、少々戻リマセウカト考ヘマス、此二項ハ削除シタイト云フ私ノ考デアリマス、此一寸理由ヲ申シマスト、此爲替手形、割引及荷爲替貸ノ營業タルヤ、國立銀行ト私立銀行トヲ問ハズ、在來ノ銀行ハ唯一ノ銀行營業トシテ是ニ從事セル所、今此特別ナル政府ノ保護ト特權トヲ有スル農工銀行ニ許スニ此手形割引、及爲替、荷爲替貸ヲ以テセバ、普通銀行ノ營業ヲ妨害スルノミナラズ、普通銀行ノ營業ヲ壓倒スル規則ニ外ナラズ、又利益ノ生ズル所ノ資本ヲ流用スルト云フハ、是レ營業銀行ノスベキコト、考ヘル、農工銀行モ亦多分ノ資本ヲ此營業ニ流用シテ、勢イ農工銀行發達ノタメニナスベキ所ノ貸付資本ヲ減少スル憂ガアル、又其貸出ヲ滯滯セシムルト云フ恐ガアラウト考ヘル、此間モソレニ就イテ一寸御説ガアツタヤウデ、此第六條ノ第二項、三項ハ、農工其他生産ニ係ル物品ニ對スル爲替手形割引又ハ荷爲替デアルガ、在來ノ普通ノ銀行ガ營業スル範圍内ニ

過ギナイ、爲ニ影響スル所ガ少シアルト云フ御説モアツタケレドモ、在來銀行ガナス所ノ手形割引、及荷爲替ハ、殆ド皆農工業者ノ生産スル物品ニ係ルノミナラズ、其物ガ果シテ農工業者タルヤ否ヤ區別ヲシテ、農工銀行ガ手形割引、又ハ荷爲替貸ニ應ズルコト、ナスガ如キ、ナカク容易ニ出來ナイコトデゴザイマセウ、又此區別ヲ分ケルト云フコトハ、ドコノ處デ區別ガ分カルカ先ヅ、唯今ノ一項三項デイキマスルト、或ハ地方ノ荷爲替拵ト云フモノハ、モウ農工業ノ荷爲替貸ト云フモノ、外ニハ、名前ガナイヤウニ思ヒマス、何レノ地方デモ、此各府縣ニ此銀行ガ設立ニナリマシタナレバ、殘ラズ當時ノ商法ニ依ツテ成立ツテ居ル銀行、會社ハ、殘ラズ壓倒サレルト云フ憂ガアルヤウニ思ヒマス、況シテ又サウ云フ業務ヲ授ケタ以上ハ、自然其方ヘ業務ガ傾イテ、折角ノ此農工銀行ト云フ主張ハドコヘカ失ツテ仕舞フデアラウト云フ懸念ガアル、之ニ依ツテ私ハ此二項三項ヲ刪除致シタイト云フ考デゴザリマス、他ハ原案ノ通り……。

○(立石岐君) 私モ六條ノ二項ニ一項ヲ置キタイト云フ考デアリマスガ、喜多川君ノト大差ハナイノデアリマス、併シ少シ違ヒマスルカラ意見ヲ述ベヤウト思ヒマス、私ハ一項ニ於テ「市町村其他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ對シ無抵當貸付ヲナスコト」ト、此項ヲ一項ト二項ノ間ニ設ケヤウト云フ考デゴザイマス、喜多川君ノハ郡、市、町、村トアリマシテ、郡モ這入ツテ居リマスガ、若シ郡トナリマスルト少シ區域ガ大き過ギル様ニ考ヘマスカラ、是ハ勸業銀行ノ方ニ讓ツテ、町村丈ヲ此農工銀行ニ於テ貸付ヲナシマシタナラバ、大キニ雙方ノ便利デアラウト考ヘルノデゴザリマス

○(工藤行幹君) 私ハ一寸、此公共團體ニ貸附ケルコトニ就イテ、異論ジヤゴザイマセヌガ、一二提出者ノ御意見ヲ質問シテ見タイト思ヒマス、ト云フノハ、誠ニ此公共團體ニ貸スコトハ極ク便利デ善イコトデゴザイマスガ、一方ノ勸業銀行ノ方ニ既ニ其途ガ開ケテアル、其上ニ尙地方ニ立テ、居ル農工銀行ニ貸付ケタナラバ、若シヤ斯ウ云フ弊ガ起りハシマイカト私ハ憂ヘルノデゴザリマスルカラ、一應伺ヒマスガ、抑々此公共團體ト云フモノハ、隨分目下ノ賦課金ヲ厭フコトガ一般ノ弊デゴザリマス、之ニ餘り貸付クル便利ナル途ヲ開クト云フト、ドウカ我慢シテ此度ノコトハ一般ニ賦課シテ出シテモ就イテモ今我慢シテ之ヲ各戸デ出スルト云フト、ソレデ濟シテ仕舞フモノモ、一方ニ餘り貸付ノ便利ガアルト云フト、何モ斯モ借リルヤウナコトガアツテ、後來ニ酷イ害ヲ殘シテ行クヤウナ憂ハアリヤシナイカト思フノデアリマスルガ、其點ハ諸君が充分御取調ニナツタコトデアルカ否ヤト云フコトヲ一應承リタ

○(喜多川孝經君) 唯今工藤君ノ御尋ニ對シテハ、ソレノミヲ精シク取調べタト云フ程ノモノモゴザリマセヌ、唯要スルニ自分ノ考ヘテ居リマスルノハ、

今日迄市町村ガ年々分課ヲシテ——年々デハナイ、分課ヲシテ、或ハ一年ニ何千圓ト云フ支出ノ出來ナイ事業ニ至ツテ、皆力ノ及バヌガ故ニ是ガ其儘ニナツテ居ルト思フノデアリマス、ソレデ若シ分課ヲ行ハル、モノデアツテ、而カモ必要ノ仕事ト云フモノデアルナラバ、何ゾ此金ノ借途ガ出來ルト云フコトヲ此處ニ當テノナイコトヲ待ツテ居ル筈ハナイ、ソレカラ此借りマシタ金ハ、決シテ他ノモノガ拂フノデナクシテ、矢張團體内ノモノガ拂ハナケレバナラヌカラ、決シテサウ云フ心配ハナイ、要スルニ此事ハ非常ニ公益ヲ發達セシムルコト、斯ウ考ヘテ居ル、併ナガラ此勸業銀行ニ於テ借り途ガアルニモ拘ラズ、又此處ニ設ケルノハドウデアルカト云フ、斯ウ云フ一點ガ、極ク御尋ノ要點ニアラウト思ヒマスガ、ソレハ詰リ大キイモノナレバ勸業銀行迄手數ヲ經テ借リレバ宜カラウト存ジマスケレドモ、ソレ程デナクシテ、此處ニ斯ウ云フ便利ノ銀行ガアルニモ拘ラズ、態ミソレ丈ヲ除クト云フ不便ヲ無理ニ求メルニハ及バヌ、詰リ工藤君ノ御心配ノ理ハ私共ハナイカラ、是丈ケノ便利ヲ開カウト云フノデアリマス、ソレカラ併セテ申シマスガ、郡ト云フ文字ハ仕事ガ稍々大ナルガ故ニ是丈ケハ取ルト云フ立石君ノ無抵當貸デ貸附シタガ、是ハ私モドチラデモ宜シイ、郡ト云フ上デ爲ス仕事ガ大キイナレバ、先ヅ是ハ大キイト見做サナケレバナラヌ、デ、郡ト云フ字ハ取ルコトニ致シテ、立石君ト協議致シタイト思フ、サリナガラ立石君ノ無抵當貸デ貸附ヲナスト云フ、是ニ至ツテハ幾ド年期ノ定メガゴザイマセヌカラ、銀行者ノ迷フコトガアラウト思ヒマス、故ニ抵當ヲ持ツテ居ルモノモ、此團體ニ貸セルモノモ、其確實ナル點ニ於テハ相伯仲シテ居ルト存ジマスカラ、矢張三十箇年以内ニ於テ年賦償還ト云フ文字ヲ挿入スルコトニ御同意ナサツテハ、ドウカ知ラヌト思ヒマスガ、一寸御協議申上げマス、ソレカラ一二ト現在ノモノニ對シテ、工藤君ナリ、原君ノ說モアリマシタガ、是ハ私ハ工業者ニ對シテハ稍々心配シテ居ル、隨分工業者、例ヘバ紡績會社ナドニ大變ナ品物ヲ直チニ是ニ依ツテ銀行爲換ヲ割引爲換ニ持ツテ來ルカト云フコトノ案ジガナイデハアリマセヌ、ガ、併ナガラサウ云フモノニ向ツテハ、從前ノ取引先モゴザイマセウシ、ソレカラ此銀行ガ特ニ餘計ノ爲換ヲ組シテ、競爭的ノ事業ヲ爲スナラバ、此銀行ニ多ク事件ガ集ルトコトモアリマスガ、サウ云フコトハアルマイト存ジテ居リマス、ソレデ此銀行ニ此二ツノモノヲ置クノハ、所謂勸業銀行ニ於テ彼ノ富籤様ノ性質ニナツテ出テ居リマス所ノ代リヲ、丁度此事ニ是ニ依ツテ銀行ハ補ハナケレバナラヌ、全體此銀行ノ利子ト云フモノハ下ゲテ貸ス目的デゴザイマスカラ、他ノ銀行カラ見レバ遙カ利益ガ少ナイト云フコト丈ハ十分見ラレル話デアル、然レバ今一時ノ熱ノタメニ競争ニナツテ居ルカモ知レヌガ、仕上ゲタ曉ニハ、意外ノ後悔ヲスルカモ分ラヌ、私ハ後悔スル方ガ多カラウト思フ、故ニ是丈ノ仕事位ハ實業者ノ便利ニモナリ、ソレカラ銀行ノ利益トシテ是丈ハ設ケテ置ガヌケレバ、詰リ銀行ノ生存ト云フモノガ出來ナイト云フ憂ガアリマスカラ、此二項ヲ存スルト云フ考デゴザイマ

ス、ソレカラ二十人以上信用ガナイト云フコトニ歸スルヤウデアリマスルガ
○委員長(石田貫之助君) ソレハ贊成ガナイ
○(喜多川孝經君) ソレナラ贊成ガアツテカラニシマス、立石君ニ御相談シ
マスガ、ドウデゴザイマス
○(立石岐君) 郡ト云フ方ハ、私ニ御同意ヲ下サツテ、三十箇年以内ト云フ
コトヲ入レルト云フコトナレハ折合ヒマス
○(天埜伊左衛門君) 此二章ニ就イテハ、河島君ノ意見ガ豫テ提出ニナツテ
居リマス、私ハ此意見ヲ茲ニ提出致シマス、即チ此六條ヲスツカリ削除シテ仕
舞ツテ、六條ノ本文農工銀行ハ三十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不
動産ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲スモノトス」斯ウヤツテ、スツカリ全體ヲ改メテ仕
舞ツテ、既ニ此二三ト云フコトニ就イテハ、今喜多川君等ノ御意見等モゴザイ
マシタケレドモ、全ク今ノ日本ノ有様カラ言ツテ見マスレバ、銀行ノ勵ト云フ
モノハ是カラ起ル、既ニ此點ニ就イテハ、原サンモ御述ベニナツテ居リマスル
カラ、私ハ深クハ述べマセヌ、普通銀行ト必ズヤ競争ガ起ツテ來ル、總テ普通
銀行ガ得意ヲ求メテ已ノ業務ヲ擴張スルト云フコトハ、何カラ來ルカト云フ
ト、ソレハ低利ニ貸スカラ起リマスガ、大軀爲替ノ便ト云フコトガ今日銀行者
ノ有様ニナツテ、ソレカラ擴張シテ往ク有様デアル、勿論銀行ノ性質ノ上カラ
言ツテモ、削除セネバナラヌ條項ト思ヒマス、ソレカラ、第四ノ點ハ此銀行
ノ勵シテ往ク上ニ就イテハ最モ必要デアル、然ルニ今信用組合ト云フ法ハ、
現在立ツテ居ラス、此是ニ附隨スル所ノ法律ト云フモノモ、未ダ帝國ニハ出
來テ居ラヌデゴザイマス、デ、他日ハ法律ガ出來上ツテ、段々信用モ發達シテ
参ルトキニハ、其時ニ於テスルモ遲カラヌト思フ、デ、今信用ノ發達ハ未ダ
セナイ、ソレニ關スル法律モ出來上ラヌデ居ルト云フ今日ニ於テ是ヲ存スル
ハ、其銀行其モノ、上ニ於テモ甚ダ迷惑スルデアラウト思フデ、是ヨリシ
テ種々ナ事柄ガ起ツテ參ルダラウト思フデ、是ハ必要ナ條項デアルケレドモ、
今暫ク後ニ於テ、此法律ヲ實施シタ後ニ於テ、他日之ヲ加フルコトニ致シテ
モ遅カラヌ次第デアルダラウト私ハ認メル、故ニ前申シタ通りすつかり之ヲ
改正致スト云フ意見デアル
○(原善三郎君) 天埜君ニ一寸、此六條ノ一、二、三、四ヲ廢スト云フノデ
○(天埜伊左衛門君) 左様六條ノ本文ヨリシテ一、二、三、四悉ク廢シテ仕舞
ツテ、ソシテ更ニ六條ヲ改メル
○(天埜伊左衛門君) 農工銀行ハ三十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依
リ、不動産ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲スモノトス
○(原善三郎君) 一ガ残ルノデスカ、ソレナラバ私ハ此天埜君ノ説ニ贊成致
シマス
○政府委員(添田壽一君) 一寸考ヘマスル所ヲ申上ゲマスルガ、御便利デア

ラウト存ジマスガ、此二、三ハ豫ネ々々申上マス通リニ、是ハ御土產トシ
テ付イテ居ルノデゴザイマスルカラ、強イテ固執ハ致シマセヌケレドモ、
此第四ヲ削除セラル、ト云フコトニ至ツテハ、餘程原案ノ精神ニ非常ナル狂
ヒガ生ジマスルノデアリマシテ、即チ我國ノ工業農業ヲ發達セシメナケレバ
ナラヌト云フタメニ、銀行ヲ設ケルト云フコトニ付テ、非常ナル疵ガ附クノ
デアリマス、何故ナレバ御承知ノ通り、此前モ申上グマシタガ、實際農業工
業ニ關係シテ居ルモノハ、或ハ小作人デアルトカ、或ハ出機ヲ取ルモノノデア
ルトカ、其他土地ヲ有ツテ居ラナイモノガ、多イノデアリマシテ、吾國ノ生
産ヲ獎勵スルト云フ上カラ云ヘバ、ドウシテモ是等ノモノニ必要ナル資本ヲ
供給シナケレバナラヌノデアリマスカラ、之ヲ削除セラル、ト云フナラバ、
餘程此銀行設立ノ目的ヲ崩ス譯ニナリマス、故ニドウシテモ此第四項ハ維持
ヲ致サナケレバナラヌノデアリマスカラ、篤ト我國ノ現狀、將來ヲ御考下サ
レテ、此四項ノ削除ト云フコトハ御熟考ヲ煩ハシタインデアリマス
〔採決々々ト呼フ者アリ〕
○(工藤行幹君) 今ノ政府委員ノ御話ニ就イテ一寸御話ヲ致シタイ
○委員長(石田貫之助君) もう採決ニ致シマセウ
○(工藤行幹君) 一寸政府委員ノ答辯ニ就イテ…
○委員長(石田貫之助君) 採決ニ致シマス、此第六條ハ各項ニ分ツテ採決ヲ
致シマス
○(工藤行幹君) サウ云フナラバ私ハ採決ニ加リマセヌ、退席致シマス
○委員長(石田貫之助君) 此第一項デアリマス、喜多川君ノ修正ガアリマス
ケレドモ、之ニ贊成ガゴザイマンタカ
〔贊成々々ト呼フ者アリ〕
○委員長(石田貫之助君) 第一項ニ三字ノ文字ヲ挿入スルト云フノデスカ
○(天埜伊左衛門君) 一寸一言御許シヲ願ヒタイ、委員會ヲ御開キニナツ
テ、ソレハ議事ノ方法モ隔日ニ御遣リニナルコトモ宜シイケレドモ、既ニ政
府委員が述ベタコトニ就イテ工藤君ガ質問ヲシタイ、意見ヲ述ベタイト云
フ、採決ノ場合カ知ラヌケレドモ、是ハ本會ト違ツテ、少數ノ人ノ本會カラ
委ネラレテ、十分審議討論ヲセシムルガタメニ、此委員ニ委託サレテ居ルノ
デ、サウ云フ事柄ニ就イテハ十分ニ御許シニナルヤウニ希望シタインデ
ニ、此委員會ト云フモノハ大切ナ議案、殊ニ新案デアリマスカラ、以テ數日
ノ會議ヲ開イタノデアリマス、顧フニ是マデノ特別委員會ニ於キマシテ、本
日ハ是ハ即チ第九回ノ委員會デゴザイマス、大抵此質問ト云フモノニ就キマ
シテモ、六日間質問ガ出來タノデアリマス、今説明官ガ述ベラレマシタコト
ニ質問ガアルト云フ、ソレハ質問ハ宜イコトデハアリマセウケレドモ、サリ
ナガラ此委員會ノ全体カラ考ヘテ見マスルト、之モ大抵日數ノ限リノアルコ
トデアリマシテ、本案ノ如キハ、本會デ若クハ上院ニ迴ハリマシテモ、矢張

○委員長（石田貫之助君） 結局ハ明瞭ニナリマスガ、意思ノ上カラ大体ニ就イテ
言フ時ニナルト、全体ノ方ヲ先キニ取ツテ置カヌト間違ヒマス

○委員長（石田貫之助君） 間違ヒマセヌ、意思モ何ニモナイ、ソレハ一向關
ルト遠イ意見デアリマス

○委員長（石田貫之助君） サリナガラ、矢張一項宛改メルニモ、贊成者ガアツ
リマス、ケレドモ一項ハ贊成シ、若クハ二項ハ贊成セヌ、三項ハ又贊成シ、
四項ハ又贊成セヌト云フコトニナツテ、結局ハ一項宛議決セヌト明瞭ニナリ
マセヌ

○（天埜伊左衛門君） 結局ハ明瞭ニナリマスガ、意思ノ上カラ大体ニ就イテ
御採決ノ方ハ私ノヤツガ全体ヲ改メテ仕舞フト云フノデ、之ニハ贊成者ガア
ル、唯今ノ御決ノ通り、一條宛ヤツテ行キマスト云フト、贊成者ガアツテモ
既ニ確定シテ仕舞ツタ以上ト云フモノハ、もう私ノ意見ガ成立タナイ

○委員長（石田貫之助君） 同シ結果デ、一項宛致シマスレバ、其方ガ却ツテ
明瞭ニナル、結果ニ於テハ毫モ違ヒマセヌ

○（天埜伊左衛門君） 結果ニ於テハ毫モ違イマセヌケレドモ、贊成者ガアツ
テモ、私ノ意見ハ採ラナイ中ニもう消滅シタコトニナル

（一項宛意見ヲ問フタラ宜カラウ「ト呼フ者アリ」）

○（天埜伊左衛門君） 全体ヲ廢シテ仕舞ツテ改メルト云フ、一番原案カラ見
ルト遠イ意見デアリマス

○委員長（石田貫之助君） 多數ヲ入ルト云フノハ贊成致シマス「ト呼フ者アリ」
（「三字ヲ入ルト云フノハ……」）

○委員長（石田貫之助君） ソレヲ申マセウ、第一項三十年以内ニ於テ、茲ニ
「定期及」ト云フノ三字ヲ插入スルト云フ喜多川君ノ意見デアリマス、此喜多
川君ニ贊成ノ諸君ハ舉手

（「償還ノダ」ト呼フ者アリ）

○委員長（石田貫之助君） 多數ニアリマス、次ニ又一項ヲ插入スルト云フ喜
多川君ノ說、之モ贊成ガアリマス、ソレハ讀上げテ見マセウ「市町村又ハ法
律ヲ以テ組織セル公共團体ニ對シテハ三十箇年以内ニ於テ無抵當年賦償還ノ
貸附ヲ爲スコト」

（「舉手者 多數」）

○委員長（石田貫之助君） 私ハ一寸疑ヲ存シテ居リマスカラ伺ヒマスガ、唯今ノ
御採決ノ方ハ私ノヤツガ全体ヲ改メテ仕舞フト云フノデ、之ニハ贊成者ガア
ル、唯今ノ御決ノ通り、一條宛ヤツテ行キマスト云フト、贊成者ガアツテモ
既ニ確定シテ仕舞ツタ以上ト云フモノハ、もう私ノ意見ガ成立タナイ

○委員長（石田貫之助君） 同シ結果デ、一項宛致シマスレバ、其方ガ却ツテ
明瞭ニナル、結果ニ於テハ毫モ違ヒマセヌ

○（天埜伊左衛門君） 結果ニ於テハ毫モ違イマセヌケレドモ、贊成者ガアツ
テモ、私ノ意見ハ採ラナイ中ニもう消滅シタコトニナル

（一項宛意見ヲ問フタラ宜カラウ「ト呼フ者アリ」）

○（天埜伊左衛門君） 全体ヲ廢シテ仕舞ツテ改メルト云フ、一番原案カラ見
ルト遠イ意見デアリマス

○委員長（石田貫之助君） 多數ニアリマスガ、意思ノ上カラ大体ニ就イテ
スケレバ、實ニ十分ナル審議ヲ要スルト云フ一點張リデスルナラバ、速モ本
箇所ト認メル、又質問會ノ有様カラ見テモ、モウサウ澤山質問ハアル筈デナ
イト考ヘマス、ソレカラ以テ私ハ先ヅ採決シヤウト云フコトデアリマス

（「採決ヲ願ヒマス」ト呼フ者アリ）

○委員長（石田貫之助君） ドウデゴザイマスカ、立石君先刻ノ三字ヲ入レル
ト云フノハ……

聯ハシナイカラ、もう一應讀ンデ見マセウ、喜多川君ノ第一項ノ次ニ插入セラレルト云フ條項ハ「市町村又ハ法律ヲ以テ組織セル公共團体ニ對シ無抵當ニシテ年賦償還貸附ヲナスコト」是ニハ贊成ガゴザイマス、喜多川君ノ一項挿入説、是ニ贊成ノ諸君ハ舉手

○委員長(石田貫之助君) 過半數デゴザイマス、原案ノ第二項、即チ天埜君ノ廢棄論、是ニ贊成ガアリマス、天埜君ノ第二項削除説ニ贊成ノ諸君ハ舉手

○委員長(石田貫之助君) 少數デアリマス、天埜君ノ削除説、是ニ贊成ノ諸君ハ舉手

○委員長(石田貫之助君) 少數デアリマス、第四項、天埜君ノ削除説、是ニ贊成ノ諸君ハ舉手

○委員長(石田貫之助君) 少數デアリマス、第四項、天埜君ノ削除説、是ニ贊成ノ諸君ハ舉手

○委員長(石田貫之助君) 少數デアリマス、スレバ、第一、二、三、四ノ此三項ハ原案ニ決シマス

○(名島次君) ツレニ修正ガ出テ居リマスガ、贊成者ガナケレバ私ガ贊成致シマス

○委員長(石田貫之助君) 如何ニモ第四項ニ、喜多川君カラ少シ文字ヲ挿入スルト云フ修正ガ出テ居リマス、第四項ノ二行目「申出テタル時ハ」ト云フ下ニ於テ「其信用ノ確實ナル者ニ限ル」ト云フ數文字ヲ挿入スルト云フ説デアリマス、是ニ贊成ノ諸君ハ舉手

○委員長(石田貫之助君) 多數デアリマスカラ、其文ノ通りニ修正致シマス、次ニ第七條

○(名島次君) 第七條ヲ私ハ削除致シタイト思ヒマス、其理由ハ、第一條ニ目的ガ書イテゴザリマスカラ、別段茲ニ細目ヲ舉ゲル必要ハナイ、寧ロ細目ヲ舉ゲタラ、大變範圍ガ狹クナツテ、動キガ出來ナイカラ改メタイト思ヒマス、又事項書ヲ書キマスルナラ、此事項デハ足リマセヌ、澤山事項ヲ挿入シマセヌケレバ、實際此農工銀行ヲ置イタ目的ヲ達スルコトガ出來マセヌ、其例ヲ舉ゲテ見マスレバ、何川ノ改良デアルトカ、或ハ堤防ノ工事デアルトカ、斯ウ云フ事モ總テ書カネバナラヌ、又今日ノ農家デハ、何ガ一番迷惑シテ居ルカト云フト、天災ナドニ罹シテ地租ヲ納ムルコトガ出來スト云フ場合ニハ、ソレガ負債ニナツテ、其負債ノタメニ金ヲ借りテ地所ヲ取ラレルト云フコトデ、一番迷惑シテ居ル、其等モ箇條ニ漏レテ居ルト云フ譯デ、箇條書ヲスレハ澤山十箇條書ニナル、澤山箇條書キヲシタ所ガ、尙其動キヲ全フスルコトガ出來マセヌカラ、寧ロ農業ノ發達改良ト云フコトヲ目的トスル、其範圍ニ此銀行ガ營業スルト云フコトニシテ、第七條ハ削除致シタイ

○(喜多川孝經君) 私ハ一寸此間政府委員ニ質問ヲ致シタ、此七條ニ「前各項ノ外農工業ノ改良」ト云フコトガゴザイマスガ、此中ニハ所謂無形的改良モ含ンデ居リマスカ、又含ンデ居リマセヌカ、詰リソレハ或ハ農會ヲ組織シテ大ニ勸農ヲ發達セシメヤウト云フタメニ入用等ノコトガアルトカ、又ハ農學士ナドヲ雇フテ土質ヲ分析スルト云フヤウナコトガ……

○政府委員(添田壽一君) 御答ヲ致シマス、此第七條ハ所謂目的以外ニ借入金ヲ使用致シマシタル場合ノ抑ヘニナルノデアリマス、即チ第二十條ノ適用ニ於テ、果シテ目的通デアルヤ否ヤト云フコトヲ見定メル、是ハ重要ナル條項デゴザイマスルカラ、無形ト云フヤウナモノハ這入ラナイ積デゴザイマス、即チ有形ニ限ラナケレバナラスト云フノハ、二十條ヲ適用スル際ニ認メガ甚ダ付キ難フゴザイマスカラ、即チ此七條ハ二十條ト相待ツテ重要ナ規定デアリマシテ、此條ハ唯改良發達ト第一條ニアルカラト云フノデ御削リニナルト云フコトハ、餘程ノ響キヲ生ジマスルノデ、ドウシテモ此七條ト云フモノデ抑ヘテ置カネバナラヌノデアリマス

○委員長(石田貫之助君) マダソレニ贊成ハアリマセヌ

○(喜多川孝經君) ソレデハ修正說ヲ提出致シマスルガ、第七條ノ一項ハ前ノ結果トシテ第一號、二號及五號ト變リマス、ソレカラ「一」トアル所ノ「開墾、排水、灌溉」ト云フ間ニ「土地整理」ト云フ四文字ヲ入レタイト思ヒマス

○政府委員(添田壽一君) 一寸御趣旨ヲ承ツテ置キタウゴザリマス

○(喜多川孝經君) 土地整理ト云フコトハ、現ニ河島君カラモ意見ガアリマシタガ、田烟、山地ノ合併ト云フ意味モゴザリマスルシ、併テ例ヘバ三角ナル地面ヲ真四角ニスルトカ、若クハ細カイ地所ヲ一ニ大キクスルト云フヤウナ時ニ、此土地整理ト云フ意味ヲ包含サセテ置ク積リデアリマス、總テ田烟、山地ノ合併、或ハ地成ノ改良ト云フコトモ見込ンデ、此土地整理ト云フ字ヲ入レタインデアリマス

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) サウスルト土地ノ合併トカ、或ハ土地ノ收產マデ這入ルト云フ譯ニナリマスガ、時々ハ是デ金ヲ借リマシテ、他人ニ屬シテ居ル土地ヲ買入レルト云フ御積リデスカ

○(喜多川孝經君) サウスルト土地ノ合併トカ、或ハ土地ノ收產マデ這入ルト云フ譯ニナリマスガ、時々ハ是デ金ヲ借リマシテ、他人ニ屬シテ居ルノデアリマスケレドモ、第一項、二項、三項、四項ノ如キニ至ツテハ、コトデス

○(新井毫君) 私ハ一寸説明ヲ求メマスルガ、此第七項ノ「前各項ノ外農工業ノ改良」ト云フコトハ、農工業ト云フコトハ、餘程廣い豆葉ヲ總体意味シテ居ルノデアリマスケレドモ、第一項、二項、三項、四項ノ如キニ至ツテハ、ちやんと項目ヲ別ケテ舉ゲテ居ルガ、農工業ノ改良ト云、フト、例ヘバ機屋

桐生、足利、八王子ノ如キ、機屋ノ仕事ヲスル者ニ就イテモ貸ス、亦桑ヲ植エル蠶業者ニモ貸スト云フヤウナコトモ、總テ含ンデ居ル積リナンデスカ

○政府委員(添田壽一君) 無論桐生、足利邊リノ糸ナリ、繭ナリノ生產ヲ關係シタモノハ這入ルノデアリマス

○委員長(石田貫之助君) 最早意見モ出ナイヤウデアリマスガ、名倉君ノ修正說、喜多川君ノ修正說ト二ツアリマスガ、贊成者ガ無イヤウデアリマス、サウスルト採決シマス、第七條ヲ總テ原案ノ通り、是ニ贊成ノ諸君ハ舉手者多數

○委員長(石田貫之助君) 過半數ニ依ツテ、第七條ヲ原案ニ決シマス、次ハ第八條

〔「原案ニ贊成」「異議ナシ」「聲起ル」〕

○委員長(石田貫之助君) 原案ニ決シマス、次ハ第九條

〔「異議ナシ」「ト呼フ者アリ」〕

○委員長(石田貫之助君) 原案ニ決シマス、次ノ第十條、第十一條ノ兩條ヲ併セテ議ニ附シマス

○(新井毫君) 私ハ此第十條ニ就イテ修正ノ意見ヲ提出シマス、此農工銀行ノコトハ最モ大切ナコトデアリマスガ、第二ノ委員會ニ於テ、政府委員ニ將來ニ非常ナ經濟上ノ變動ガアツタ時ニハ、實ニ云フベカラザル害ヲ及ボストガアルカモ知レヌト云フタラ、政府委員ノ説明ニハ、鑑定價格ノ三分ノ二以内ヲ取ツテ貸附ケルト云フ、是ハ即チ經濟社會ノ恐慌ヲ防キ止メル第一ノ堤防ナリト云フ説明デ、將來ノ經濟社會ニ變動ガアツテモ、農工銀行ノ將棋倒シニナルト云フ虞ハナイト云フコトヲ認メテ本案ヲ提出シタト云フコトデアリマス、ガ、三分ノ二ト云ヘバ、先づ六分五厘ノヤウナ譯ニナル、價ニスルトソレデハ未ダ自分等ハ危險ニ思ヒマスカラ、三分ノ二以内ト云フノヲ、十分ノ六以内トスル、斯ウ云フ修正ヲシタインデ、外ニ意見ハナイ

○政府委員(添田壽一君) 一寸御参考マデニ申シテ置キマスガ、勸業銀行ト關聯シテ居リマスカラ、勸業銀行デ極ツタコトハ、成ルベク御勘辨ヲ願ヒタイト思ヒマス

○(新井毫君) 勸業銀行ハ、勸業銀行、農工銀行ハ農工銀行デアツテ、農工銀行ハ地方ニ起ルモノデアリマスカラ、殊ニ地方ニハ是ガ起ツテモ差支ナイトラ、ソレヲ直スト云フコトニ止マルノデスカ

○(喜多川孝經君) 或ハ數區ニ別レテ居リマスヲ、一ツニ合併スルトカ云フ

○(喜多川孝經君) サウスルト土地ノ合併トカ、或ハ土地ノ收產マデ這入ルト云フ譯ニナリマスガ、時々ハ是デ金ヲ借リマシテ、他人ニ屬シテ居ル土地ヲ買入レルト云フ御積リデスカ

○(新井毫君) 勸業銀行ハ、勸業銀行、農工銀行ハ農工銀行デアツテ、農工銀行ハ地方ニ起ルモノデアリマスカラ、殊ニ地方ニハ是ガ起ツテモ差支ナイトラ、ソレヲ直スト云フコトニ止マルノデスカ

○(喜多川孝經君) 或ハ數區ニ別レテ居リマスヲ、一ツニ合併スルトカ云フ

○(新井毫君) 私ハ一寸説明ヲ求メマスルガ、此第七項ノ「前各項ノ外農工業ノ改良」ト云フコトハ、農工業ト云フコトハ、餘程廣い豆葉ヲ總体意味シテ居ルノデアリマスケレドモ、第一項、二項、三項、四項ノ如キニ至ツテハ、ちやんと項目ヲ別ケテ舉ゲテ居ルガ、農工業ノ改良ト云、フト、例ヘバ機屋

五條、第十六條ノ三箇條ヲ議ニ掛ケマス
○(喜多川孝經君) 一寸私ハ其前ニ粗漏デアリマシタガ心付ヲ申シマス、七

條ノ「前條第一號第二號及第四號」トアリマスノハ「第一號第二號及第五號」ト云フコトニナリマセヌト、前ノト釣合ヒマセヌカラ、一寸其事ヲ申上ゲテ置キマス

○委員長(石田貫之助君) 如何デゴザイマスカ

〔原案贊成〕「異議ナシ」ノ聲起ル

○委員長(石田貫之助君) 三箇條共原案ニ決シマス——次ハ第十七條、第十

八條、第十九條此三箇條ヲ議ニ付シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(石田貫之助君) サウスルト原案ニ決シマス、次ハ第二十條以下二

十四條マヂヲ議ニ付シマス

○(立石岐君) 私ハ此十九條ノ次ニ二十條ヲ插入シタイ、其條ハ「無抵當ニ

テ借入ヲ爲シタル市町村其他法律ヲ以テ組織セル公共團体ニ於テ年賦定期償還金又ハ利子ノ拂込期日ヲ過ギ之ヲ拂ヒ込マザルトキハ農工銀行ハ監督官廳ニ其處分ヲ請求スルコトヲ得」ト致シテ、第二項ニ「監督官廳其請求ヲ受ケタルトキハ市町村其他法律ヲ以テ組織セル公共團体ニ命令シテ延滞金及第

四條ノ利子ヲ拂込マシムベシ」是丈ノ箇條ヲ插入致ス意見デアリマス

○(喜多川孝經君) 唯今ノ修正説ハ、即チ六條ノ第二項ヲ插入シタ結果トシテ起ルモノト思ヒマスカラ、贊成ヲシマス

〔贊成々々〕ノ聲起ル

○(喜多川孝經君) ソレカラ尙一寸申シテ置キマスガ、二十條ノ第一號トアリ下ニ第二號、第五號ト云フコトニナリマセヌト、前ノト釣合ヒマセヌカラ、其事ヲ一寸申上ゲテ置キマス

○委員長(石田貫之助君) 採決シマス、立石君ノ十九條ノ次、三條ヲ插入スルト云フコトニ贊成ノ諸君ハ舉手

多數
舉手者

○委員長(石田貫之助君) 過半數デアリマス、修正ニ決シマス、次ニ唯今喜多川君カラ御述ニナリマシタ第二十條、及遡ソテ第七條デアリマス案ヲ——

一項ガ插入ニナリマシタ以上ハ、第七條ニ於テハ第一號ト云フ下ニ「二號」トナル「四號」ガ「五號」トナリ、二十條モ同様ニ自然ノ結果デ修正スルコトニ考ヘマスガ、異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○委員長(石田貫之助君) 其他ハ異議アリマスカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル

○委員長(石田貫之助君) 然レバ原案ニ決シマス、次ハ第三章、農工債券、

第二十五條、二十六條、二十七條ヲ議ニ付シマス
○(喜多川孝經君) 二十五條ノ但書ノ處ヘ「第六條第一號及第二號ノ貸附云

云」トゴザイマスノヲ「年賦償還貸附金總高ヲ超過スルコトヲ得ス」ト——
是ハ取消シマス

○(新井毫君) 政府委員ニ御尋シテ置キマスガ、第二十七條ノ低利ノ農工債券ヲ發行スルコトヲ得ト云フコトガアルノハ、此勸業銀行ノ方デハ割増金ノ條項ガ附加ヘテアツテ、農工銀行ノ方デハナイコトニナツテ居ル、或地ノ農工銀行デ低利ノ債券ヲ發行スル——二十五條ノ制限ニ拘ハラズ發行スル場合ニ於テ、若シモ地方ニ於テ應募者ガナイトキハ、相當ノ振合ヲ以テ勸業銀行カラ貸付ケルト云フコトナシデスカ

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 左様デス、引受ケルノデス、債券ヲ發行スルハ公衆ニ對シテ發行シ、勸業銀行ニ對シテ發行ガ出來ル、應募者ガナイトキハ勸業銀行ガ引受ケル、故ニ別段ソレニハ割増金ヲセズトモ宜カラウ、併ナガラ中央ノハ誰モシテクレヌカラ、法律ガ特權ヲ與ヘテ置カヌト動ケヌカラ……

○(新井毫君) サウスルトくるト云フコトガアル、農工銀行ガ舊農工債券ヨリ低イト云フ意味ガ、市中ノ利息ニ比較シテ低イト云フノデスカ

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 割増ガ付クト、安クテモ宜カラウト云フコトガ起ル、サウンシテ信用ガ強イカラ、低利ト云フモノハ、唯今ソニ何ニモナク、平ノ金持カラ借りリテ居ルカラ、多ク不規則デ、高利貸ノ關係ノヤウニナツテ、甚ダ利子ガ高ウゴザイマスカラ、今度ハちやんと組織ノアルモノニ依ツテ仕事ヲシテ居ツタナラバ、安ク往クダラウ、サウンシテ債券ナドガ世ノ中ニ信用ガアルコトニナルト見込フ付ケタハ、勸業銀行ハ力ノ強イモノニアリマシテ、是丈ノ特權ガアリマスカラ、他ノ小サイ銀行ヨリ信用ガ強イ、信用ノ強弱ニ依ツテ其モノ、起ス利子ニ高低ガ起ル譯デアルカラ、ソレ等ノ邊ヲ能ク約メテ、低利デ發行スルコトガ出來ルデアラウト云フコトヲ云フノデス

○(新井毫君) 何ニ依リ低利ナシデス

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 普通世界ノヨリ低利ナンデス、例ヘバ何ニモナイ所ノモノハ、七分八分ノモノヲ、是ハ五分デ起スコトガ出來ル

○(新井毫君) 法律ノ正面カラ解釋スルト、低利ノモノハ債券ヲ發行シタルトキハ、發行後一箇月以内ニ……

○政府委員(田尻稻次郎君) ア、アノ低利デスカ、アレハ整理公債ノ借換ト同ジコトデス……

○(新井毫君) 舊農工債券ヨリ安イノデスカ

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 今五分デ發行スルノヲ、世ノ中ガ進ミマスト、四分デ借リルコトガ出來ルカラ、前ノ年限ヲ墨守シテ居ツテハ迷惑ヲスルカラ、政府ガ整理公債ヲ六分カ七分デ借リテ居ツタノヲ、五分デ借換ヲシタト同ジコトナノデス

○(新井毫君) 二十七條ノ一項ノ低利ト、二項ノ低利ト意義ガ違ウノデスカラ、政府委員(添田壽一君) 全ク同一デス、一項ハ二十七條第一項丈ノ場合ニ

限ル、サウシナイト債券ノ發行額ガ二重ニナル、第二項ハ、前項ノ場合ニ於テハト云フコトニ御了解ヲ願ヒタイ

○(新井毫君) 二十七條ノ第一項ノ「農工銀行ハ農工債券借換ノ爲メ一時第二十五條ノ制限ニ拘ラズ低利ノ農工債券ヲ發行ス」ト云フコトガアル、是ハ舊工債券ヨリ低利ト云フコトナンデスカ

○政府委員(添田壽一君) 左様デゴザイマス

○(喜多川孝經君) 私ハ前ニ取消シタガ、第六條ノ第一項ヲ修正シタ結果トシテ、二十五條ノ但書ノ第六條第一號ノ下ニ即「年賦償還」ト云フ四字ヲ入レテ、ソレカラ二十六條ニ於テ第六條第一號ト云フ下ニ「年賦償還」ト云フ四字ヲ入レタイ、斯ウシナイト、前ノ修正ノ結果、ドウモ工合ガ惡ルイ

○委員長(石田貫之助君) 喜多川君ノ修正ガ出テ居リマスガ……

〔賛成タ々ト呼フ者アリ〕

○政府委員(添田壽一君) 六條ノ修正ノ結果、ドウシテモ左様ニシナケレバ

ナラヌト思ヒマス

○(名倉次君) 六條ノ一號ノ下ニ挿入ニナリマシタ公共團體ニ貸付ケタ年賦

償還金ハ、算入セヌノデスカ

○委員長(石田貫之助君) 喜多川君ニ賛成ノ諸君ハ舉手

○(喜多川孝經君) 算入セヌノデゴザイマス

○委員長(石田貫之助君) 喜多川君ニ賛成ノ諸君ハ舉手

○委員長(石田貫之助君) 過半數デアリマス、是ニ決シマス、次ハ第二十八

條以下、第三十二條迄ヲ一度ニ議シマス

〔原案賛成ト呼フ者アリ〕

○委員長(石田貫之助君) 各條異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○(喜多川孝經君) 二十九條モ矢張彼六條ノ一項ヲ修正ニナリマシタ結果ト

シテ「年賦償還」ト云フ四字ガ這入ラナケレバ、釣合ガ合ハヌヤウニナリマス

○委員長(石田貫之助君) 賛成ガアリマスカ

〔賛成ト呼フ者アリ〕

○委員長(石田貫之助君) 採決シマス喜多川君ノ第二十九條農工銀行ハ第六

條第一號ト云フ間ニ於テ「年賦償還」ト云フ四文字ヲ挿入スルコトニ賛成ノ諸君ハ舉手

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(石田貫之助君) 過半數デアリマス其他ハ總テ原案ニ決シマス、次

ニ準備金第三十三條
○委員長(石田貫之助君) 第三十三條ハ原案ニ決シマス、次ニ第五章政府ノ監督及補助ト云フコトデゴザイマシテ、第三十四條ヨリ第四十一條マデ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○(立石岐君) 此條ニ於キマシテモ主務大臣ト云フコトガアリマスルガ、是ハ勸業銀行ノ方ニ於キマシテモ大藏大臣ト修正ニナツテ居リマスカラ、是モ悉ク主務大臣トアルノヲ大藏大臣ト修正ヲ致シマス

○(喜多川孝經君) 立石君ニ賛成致シマス

〔賛成ト呼フ者アリ〕

○委員長(石田貫之助君) 他ニ異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(石田貫之助君) 立石君ノ修正説、是ヨリ採決致シマス、立石君ノ總テ主務大臣トアルノヲ大藏大臣ト云フコトニ改メル、此説ニ賛成ノ諸君ハ舉手

〔賛成タ々ト呼フ者アリ〕

○委員長(石田貫之助君) 過半數デアリマス、之ニ改メマス、其他ハ原案ニ決シマス、次ニ第四十二條カラ第四十四條マデ三箇條——異議ハアリマセヌカ

○委員長(石田貫之助君) 總テ原案ニ決シマス、次ニ第六章罰則——罰則ノ各條ヲ總テ議ニ附シマス

○(立石岐君) 勸業銀行ノ罰則ニ於キマシテ、役員ノ過料金ヲ増加致シマシテゴザイマスガ、此罰則ニ於キマシテモ矢張其權衡上カラ「貳拾圓以上」トアリマスノヲ「五拾圓」ト改メ「貳百圓以下」トアルノヲ「五百圓以下」ト改メル意見デゴザイマス

〔賛成タ々ト呼フ者アリ〕

○(河野岩吉君) 私ハ此「即時抗告」ト云フコトヲ「十四日以内ニ抗告ヲナスコトヲ得」ト云フコトニ致シタイ、ソレハ即時抗告ニナリマスト、七日以内ニ抗告ヲスルト云フコトニナル、ソレデ隨分抗告ノ準備等ニモ手間モ掛リマズシ、甚ダ迷惑ヲスルコトガアラウト思ハレマス、二週間ニ致シマスレバ可ナリ差支モナカラウカト云フ考デゴザイマスカラ「十四日以内ニ抗告ヲ得スコトヲ得」斯ウ修正ヲ致シタイ

○委員長(石田貫之助君) 賛成ガアリマス

〔賛成タ々ト呼フ者アリ〕

○委員長(石田貫之助君) 立石君、河野君兩說ニ就イテ採決致シマス、立石君ノ第四十五條ノ罰金ノ額「五拾圓以上五百圓以下」ト改マル、此説ニ賛成ノ諸君ハ舉手

〔賛成タ々ト呼フ者アリ〕

○委員長(石田貫之助君) 過半數デアリマス、是ヨリ第四十六條河野君ノ修

正「即時抗告」ヲ「十四日以内」ニ改メル、此説ニ賛成ノ諸君ハ舉手

〔賛成タ々ト呼フ者アリ〕

○委員長(石田貫之助君) 過半數デアリマス、之ニ決シマス、其他ハ異議ハ

アリマセヌカラ總テ原案ニ決シマス——附則

勧メ下スツテ、本日中ニ確定ヲ致シタイト思ヒマス、ソレニ就イテハ勸業銀行法案ノ修正ニナリマシタニ就イテ、昨日諸君ヨリモ修正ノ終ツタ後ニ、字句ノ修正ヲスルト云フヤウナ議モ出マシテゴザイマスルガ、甚ダ必要デアラ

ウト思ヒマス、確定マデニ若干ノ委員ヲ御選ミニナツテ、文字ノ修正ヲシテ

確定議ニ提出スルヤウナコトニナリマスレバ、誠ニ私ハ便利ト思ヒマス

○(喜多川孝經君) ソレハ私ハ委員長ト理事トノ兩君ニ御託シタイト思ヒマスガ、如何デセウ

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○(新井毫君) 修正動議者ノ喜多川君ノ如キ、立石君ノ如キ、修正ヲシタ方ガ代ツテ吳レル方ガ宜シ

○(立石岐君) サウ云フコトノ御必要ノ場合ハ、委員長、理事ノ御委任権内

デ、誰ナリトモ御指命ニナルガ宜カラウト思ヒマス

○(天埜伊左衛門君) 唯今ノ事ニ就イテハ異議ハゴザイマセヌガ、確定ト云フコトニ就イテハ隨分大切ノコトデアリマスカラ、午後ト云フコトデナク、明日確定ト云フコトニシタイト云フ意見デアリマス、ソレハドウデアルカト云フト、大分本日モ缺席者ガ多クテ、定數ヲ缺イテ居ル位ノ有様デス、明日ナリ、明日御差支ノアルナレバ明後日モ宜シ、是ハ國家必要ノ問題デアリマスカラ隨分鄭重ニシタイト思フ

○委員長(石田貫之助君) 承リマシタ、諸君ソレニ就イテハ御協議ヲ致シマスガ、ドウデアリマセウカ、尤モ鄭重ニスルト云フコトニ至ツテハ、私ハ異議ハナイコトデゴザイマスガ、私共ノ思フニ確定トナリマシタ所ガ、其確定ト云フコトニ至ツテハ、大体此議案ガ、大ニ條項ガ變更スルト云フヤウナコトハアルベカラザルコトデ、言ハミ前後ノ順序ヲ正シ、文字ノ修正位ナコトデアラウト思フ、又サウナケレバナラヌ、ソレデ先刻モ申シマシタル如ク、ドウカ本日中ニ議了ヲ經テ、議長手許ニ出シテ置キマシタナラバ、明後日ノ日程、日曜ノ翌日、即チ九日ノ會ニハ、之ヲ本議會ニ提出スルヤウニ致シタイ、底是迄ノ此會ノ模様ヲ見マスルト、人員方過半數ニ充タナイト云フコトニナリマス、サウスルト自然明後日ニナリマス、明後日ニ確定シテ、ソレカラ印刷ニスルト云フコトニナリマスルト、又二四日モ先キニ議會ニ提出スルヤウニナルノデゴザイマス、ドウデゴザイマセウカ、極ク一ツ志つぱり……本會ハ大切ナ會デアリマスカラ、大抵ハ見エテ居リマセウト思ヒマス、午後ニ御通知ヲ申シテ、成ルベク過半數集マラレテ、本日ノ決了ト云フコトニ致シテハドウデアラウカト考ヘマス

○(立石岐君) 委員長ノ御意見ノ通り、午後ニ集ルコトニ互ニ勉メマシテ、サウシテ尙過半數ヲ得ルコトガ出來ヌコトデアリマスレバ、是ハ已ムヲ得ヌデゴザイマス、ケレドモ今缺席ニナツテ居ル方ハ、矢張色々ノ委員會ガアツ

テ、他ノ委員會ニ出席ニナツタカラ致シテ、缺席ニナツテ居ルノダラウト思ヒマスカラ、是ヨリ互ニ委員諸君ニ通知ヲ致シマシテ、勉メテ午後出席致スコトニシテ、ソレデモ缺席ガ多ケレバ是ハ已ムヲ得ヌコトデゴザリマス、互ニ勉メテ午後ニ決定スルコトニ致シタイト思ヒマス

○(新井毫君) 同感、早クヤル方ガ宜イ

○委員長(石田貫之助君) ソレデハ午後會議ヲ開クコトニ致シマス、成ルベク確定ノ積リヲ以テ會ヲ開クコトニ致シマス、文章ノ處ハ私ハ、河島君ハ本日缺席デアリマスガ、本會ニハ見エテ居ラウト思ヒマス、河島君其他修正ヲ出サレタ諸君ガ兩三名御寄リニナツテ、ヤツタ方ガ誠ニ便宜ダト私ハ考ヘマス

○(喜多川孝經君) 私共ハ御任セヲ願ツテ置キタイ、御必要ガアレバ何時デモ出マスカラ、ソレハ委員長ト理事丈ニ御任セヲシタイ

○委員長(石田貫之助君) ソレデハサウ云フコトガ興論デアリマスレバ、委員長ト、理事、其他ノ御方ハ、都合ニ依ツテ集ツテ貴フコトニ致シテ、修正案ヲ持ヘテ貴ヒマセウ、ドウゾ午後ハサウ云フ考デアリマスカラ、成ルベク貴君方モ御臨席ヲ願ヒマス

午後零時四十五分休憩

衆議院農工銀行法案委員會速記錄第一號正誤

頁	段	行	誤	正	頁	段	行	誤	正
一	一	下	一七	請願	八	八	下	七	致
一	一	上	三〇	事情	一〇	上	五	モノヲ	得タリ
三	一	上	一二	居住	一一	上	三一	當ヲ	者力
三	一	二	何		一一	下	三三	先タ	抵當ヲ
六	四	下	一二	借入レ	一一	下	上	一	資產
七	七	上	二	權利	一一	上	五	ノ法案	充タ
七	七	二	云フ		一一	下	一	生産	ヲ問ハヌ
七	七	丈	丈	危險	一一	下	一	ナル例	ナル憂
七	七	丈	丈	借入レ使用ス	一一	下	一	ノ法案	

衆議院農工銀行法案委員會速記錄第二號正誤

頁	段	行	誤	正	頁	段	行	誤	正
一	三	下	一〇	云フト	云フハ	一五	上	一九	ナル例
一	三	上	七	許スノト	許スノニ	一五	上	一九	ナル憂
一	三	一	一			一	一	一	
一	三	一	一			一	一	一	

明治二十九年三月八日印刷

明治二十九年三月八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局